

高砂町自治会規約

平成 20 年 2 月 28 日 施行

令和 2 年 6 月 1 日 改定 (四日市市指令市生第 200 号 -2)

高砂町自治会規約

(目的)

第1条

1. 本会は、町内の会員相互の連絡・環境の整備・集会場・その他施設の維持管理等を通じて会員相互の福祉増進と地区の発展に寄与することを目的として、次の事業を行う。
 - (1) 会員相互の連絡事務に関すること。
 - (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。
 - (3) 会員の福利厚生に関すること。
 - (4) 集会場、その他施設の運営に関すること。
 - (5) その他、目的を達成するために必要なこと。

(名称)

第2条

1. 本会は、高砂町自治会と称する。

(区域)

第3条

1. 本会の区域は、三重県四日市市高砂町の区域の全部とする。

(事務所)

第4条

1. 本会の所在地および事務所は高砂町自治会長宅に置く。

(会員)

第5条

1. 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条

1. 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条

1. 第3条の区域に住所を有する個人で本会に入会する者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。
2. 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条

1. 会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとし全ての資格を喪失する。
 - (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合。
 - (2) 本人により退会届が会長に提出された場合。
 - (3) 会員が死亡し、または失踪宣告を受けた場合。

(役員の種別)

第9条

1. 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長	1 名
(2) 副 会 長	若干名
(3) 会 計	若干名
(4) 監 事	1 名

(役員の選出)

第10条

1. 会長、副会長及び会計は、会員の中から選出し、総会にて承認する。
2. 各組は、組長及び副組長を1名ずつ選出する。
3. 監事は前年度の会長がこれに当たる。
前年度の会長が再任された場合は、その他の役員がこれに当たる。
また、全役員が再任された場合は、会員の中から選出する。
4. 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第11条

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたとは、その職務を代行する。
3. 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
4. 監事は次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計資産の状況を監査すること。
 - (2) 会計及び資産の状況について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
 - (3) 前号の報告をするために必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第12条

1. 役員の任期は2年とする、ただし再任を妨げない。
2. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残存期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了の後においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(総会の種別)

第13条

1. 本会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第14条

1. 総会は会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条

1. 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条

1. 通常総会は、毎年度決算終了後1ヶ月以内に開催する。
2. 疫病・災害発生などの非常時には、書面表決やテレビ会議等の代替手段による通常総会開催を可能とする。
3. 臨時総会は、次の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認める時。
 - (2) 全会員の3分の1以上の請求があったとき。
 - (3) 第11条第4項の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条

1. 総会は、会長が招集する。
2. 会長は、前条第2項第(2)号及び(3)号規定による請求のあったときは、その請求のあった日から30日以内に招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時・場所を示して、開催日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条

1. 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条

1. 総会は会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第20条

1. 総会の議決は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第21条

1. 会員は総会において各々1個の議決権を有する。

(総会の書面表決等)

第22条

1. やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(総会の議事録)

第23条

1. 総会の議事録については、議事録を作成し、議事録には議長及び会議において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。

(組長会の構成)

第24条

1. 組長会は監事を除く役員と組長及び副組長をもって構成する。

(組長会の権能)

第25条

1. 組長会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(組長会の招集等)

第26条

1. 組長会は、会長が必要と認めるとき招集する。
2. 会長は、役員及び組長及び副組長の4分1以上から会議の目的ある事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、組長会を招集しなければならない。
3. 組長会を招集するときは、会議の日時・場所・目的を及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(組長会の議長)

第27条

1. 組長会の議長は、会長がこれに当たる。

(組長会の定足数)

第28条

1. 組長会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これら規定中「総会」とあるものは「組長会」と、「会員」とあるのは「役員及び組長及び副組長」と読み替えるものとする。

(資産の構成)

第29条

1. 本会の資産は、各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 別に定める財産目録記載の資産
 - (2) 会費
 - (3) その他の収入
 - ・町内の設置及び会社・商店より特別会費を納入する。
 - ・金額は別途話し合う。

(資産の管理)

第30条

1. 本会の資産は会長が管理し、その方法は組長会の議決によりこれを決する。

(資産の処分)

第31条

1. 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には総会において3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条

1. 本会の経費は、資産を持って支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条

1. 本会の事業計画及び予算は会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2. 前項の規程にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入・支出をすることができる。

(事業報告・決算)

第34条

1. 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書等を総会資料として作成し、監事に監査を受け毎会計年度終了後1ヶ月以内に総会で承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条

1. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(規約の変更)

第36条

1. この規約は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得なければ変更することができない。

(解 散)

第37条

1. 本会は、地方自治法260条の2第15項において準用する民法第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。
2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、全会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条

1. 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

(備付帳簿及び書類)

第39条

1. 本会の事務所には、規約・会員名簿・許可及び登記などに関する役員会及び組長会の議事録・収支に関する帳簿・財産目録等資産の書類・その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならぬ。

(委 任)

第40条

1. この規約の施行に関し、必要な事項は総会の議決を経て会長に委任をする。

【附 則】

1. この規約は平成20年2月28日から施行する。
2. この規約施行時における年度の事業計画及び予算は、第34条の規定にかかわらず総会の定めるところによる。
3. この規約の施行期日における役員は、第12条第1項の定めにかかわらず、任期は平成25年2月27日までとする。
4. この規約改正（第9条及び第11条4項）の施行期日は平成25年4月22日とする。

【改定履歴】

令和2年6月1日 次の項目について改定

第3条

- (改定前) 1. 本会の区域は、四日市市高砂町の区域の全部とする。
(改定後) 1. 本会の区域は、**三重県**四日市市高砂町の区域の全部とする。

第4条

- (改定前) 1. 本会の事務所は高砂町自治会長宅に置く。
(改定後) 1. 本会の**所在地および**事務所は高砂町自治会長宅に置く。

第10条

- (改定前) 1. 会長、副会長、書記及び会計は、会員の中から選挙により選出し、総会にて決定する。
2. 組長は各組1名を選出する。
(改定後) 1. 会長、**副会長及び会計**は、会員の中から選出し、総会にて**承認する。**
2. **各組は、組長及び副組長を1名ずつ選出する。**

第16条

- (改定前) 1. 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。
2. 臨時総会は、次の一に該当する場合に開催する。
(3) 第11条第5項の規定により監事から開催の請求があったとき。
(改定後) 1. 通常総会は、毎年度決算終了後**1ヶ月**以内に開催する。
2. **疫病・災害発生などの非常時には、書面表決やテレビ会議等の代替手段による通常総会開催を可能とする。**
3. 臨時総会は、次の一に該当する場合に開催する。
(3) **第11条第4項の規定により監事から開催の請求があったとき。**

第24条

- (改定前) 1. 組長会は監事を除く役員と組長をもって構成する。
(改定後) 1. 組長会は監事を除く役員と組長**及び副組長**をもって構成する。

第26条

- (改定前) 2. 会長は、役員及び組長の4分1以上から会議の目的ある事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、組長会を招集しなければならない。
(改定後) 2. 会長は、役員及び組長**及び副組長**の4分1以上から会議の目的ある事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、組長会を招集しなければならない。

(次ページに続く)

第28条

(改定前) 1. 組長会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。

この場合において、これら規定中「総会」とあるものは「組長会」と
「会員」とあるのは「役員及び組長」と読み替えるものとする。

(改定後) 1. 組長会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。

この場合において、これら規定中「総会」とあるものは「組長会」と、
「会員」とあるのは「役員及び組長及び副組長」と読み替えるものとする。

第34条

(改定前) 1. 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書等を総会資料として作成し、監事に監査を受け毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会で承認を受けなければならない。

(改定後) 1. 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書等を総会資料として作成し、監事に監査を受け毎会計年度終了後**1ヶ月**以内に総会で承認を受けなければならない。

以 上